

○別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成十八年総務省告示第六百五十九号）の一部を改正する告示案
 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

次の表の左欄に掲げる周波数帯の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

<u>特定小電力無線局の無線設備</u>		占有周波数帯幅の許容値
一 (略)		(略)
二 75.2MHzを超え75.6MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。）第7項第1号のもの		(略)
2・3 (略)		(略)
三～十二 (略)		(略)
十三 1,216MHz以上1,217MHz以下又は1,252MHz以上1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 <u>告示第42号第1項第5号(一)のもの</u>	16kHz	
2 <u>告示第42号第1項第5号(二)のもの</u>	32kHz	
十四 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		
1 告示第42号第10項第1号のもの	83.5MHz	
2 <u>告示第42号第10項第2号(二)のもの</u>	5.5MHz	
十五～十八 (略)		(略)
<u>十九 78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>		<u>3GHz</u>

<u>周波数帯</u>		占有周波数帯幅の許容値
一 (略)		(略)
二 75.2MHzを超え75.6MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。）第7項第1号のもの		(略)
2・3 (略)		(略)
三～十二 (略)		(略)
十三 1,216MHz以上1,217MHz以下又は1,252MHz以上1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		(略)
1 <u>告示第42号第1項第4号(一)のもの</u>	16kHz	
2 <u>告示第42号第1項第4号(二)のもの</u>	32kHz	
十四 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備		
1 告示第42号第10項第1号のもの	83.5MHz	
2 <u>告示第42号第10項第2号のもの</u>	5.5MHz	
十五～十八 (略)		(略)